

**困難を抱えた若年女性の
居場所確保・自立支援事業
(令和5年度 新規事業実施報告)
(令和6年度 継続事業中間報告)**

【NPO法人ほっぷすてっぷ】

1. 提案団体の紹介

(NPO法人ほっぷすてっぷ) の概要

<団体名>

NPO法人ほっぷすてっぷ

<団体のミッション>

親に頼れない子ども・若者の自立を応援し、
生きづらさを抱えた若年者が生きやすい社会を作る。



<構成員>

理事長 森田みさ（司法書士）

副理事長 東田美香（特定非営利活動法人キミノトナリ代表理事）

理事 高橋由佳（一般社団法人イシノマキ・ファーム代表理事）

監事 京昭弘（司法書士）

正会員数 11名

<これまでの取り組み>

親に頼れない若年女性のためのシェアハウス運営

1. 提案団体の紹介

(NPO法人ほっぷすてっぷ) の概要

<シェアハウス事業とは>

- 親に頼れない若年女性のための居住支援（共同生活）
- 入居者への生活支援を行う支援員配置
- 見守りつきの、一人暮らしの練習の場
- 他のシェルターや保護所には入れない人や、制度の条件からは外れてしまう人でも入居可。保証人や初期費用なし、家具家電つきで、手ぶらで入居できる。

困難を抱えた若年女性の 居場所確保・自立支援事業

令和5年度 事業実施報告

1. 提案事業の内容

若年女性にとっての課題

➤ 困難を抱えた若年女性の居場所・住まいの確保が必要

困難を抱えた若年女性の困り事の一番は居場所がないことである。行政の窓口や保護所などに直接相談できる力がなくハードルが高い。現状、当法人のような民間が自主事業として受け皿となっている。

➤ 自立へ向けた伴走支援の必要性

居場所がない若年女性を受け入れて住居を与えても、様々な人の手助けがないと自立が困難な状況にあるため、対象者のステージに合わせた切れ目のない支援を行うための伴走支援者が必要である。

行政だけでは担いきれず、民間だけでは様々なスキルやネットワークが不足する事態となる。

1. 提案事業の内容

提案事業の概要

- ▽ 令和6年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に規定される「民間団体との協働による支援」の実現を目指す。
- ▽ 困難を抱えた若年女性の居場所（住まい）を確保し、伴走支援を行う。
- ▽ 官民協働により、若年者の困難の実情や課題を共有し、若年者が個人の実情に合った支援を受けやすくする。
- ▽ 事業の対象者
貧困、暴力、虐待、妊娠その他の事情や親に頼れないなど様々な困難を抱えた15歳～30代くらいまでの若年女性

1. 提案事業の内容

提案事業の内容

- (1) 当法人の運営するシェアハウスにて、困難な問題を抱える若年女性を受け入れ、短中期的な居所を提供する。物件については当法人が借上げサブリースとする。入居者からは家賃及び共益費を徴収する。
- (2) 入居者について、必要な生活支援（行政窓口への同行や通院同行、相談等）や就労支援等を行い、自立へのサポートを行う。
シェアハウスには支援員及びボランティアを配置し見守りを行う。
就労や学習に関しては他団体と連携して行う。
- (3) 他の自治体のモデルとなるような、行政と民間団体との連携体制を構築する。

2. 事業の実施報告

(1) 令和5年度事業実施概要

◆相談・支援体制

支援員4名雇用（1名社会福祉士、1名保育士）
（年度中に3名増員した）

行った支援内容

- ・入居者の生活相談対応、生活支援全般（役所同行等）
- ・入居者の就労支援（同行あり）、就学支援（学校対応）
- ・入居者の通院同行
- ・入居者への食事提供（週1回の夕食会）
- ・入居者の退居支援、退居後の相談対応
- ・各関係機関からの問合せ、相談対応
- ・児童相談所からの一時保護委託
- ・スタッフ研修事業

2. 事業の実施報告

(2) 令和5年度事業成果

◆シェアハウスの入退去状況

令和5年4月1日現在の入居者数 6名

令和5年度中の新規入居者数 11名

(仙台市5名、市外6名)

継続入居者数 6名

(仙台市4名、市外2名)

退居者数 13名

(仙台市9名、市外4名)

* 自立援助ホームへ移行した3名含む

2. 事業の実施報告

(2) 令和5年度事業成果

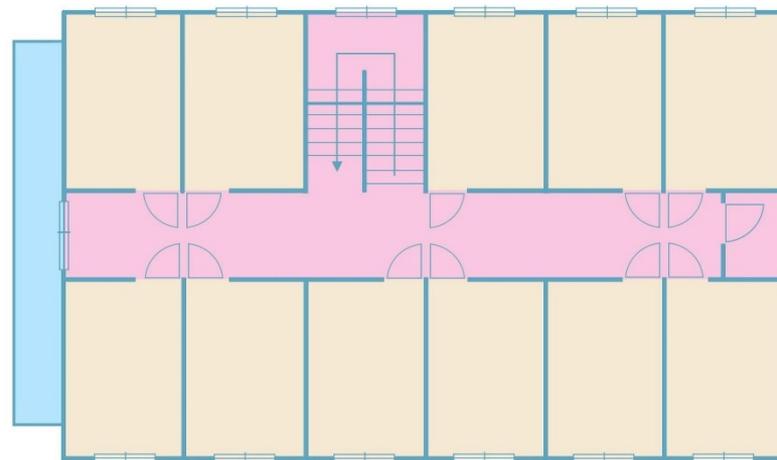
◆シェアハウスの運営状況

- ① R5. 8月に青葉区から泉区の物件に移転し、部屋数が5部屋+2部屋から、12部屋に増えた。
- ② R6. 2月から、6部屋を自立援助ホームとして開設した。



2. 事業の実施報告

(2) 令和5年度事業成果



2. 事業の実施報告

(2) 令和5年度事業成果



2. 事業の実施報告

(2) 令和5年度事業成果

◆協働で取り組んだことによる効果

1 行政窓口で相談を受けるだけではなかなか見えてこない若年女性の困り事や、困難を抱えた若年女性の実情について市と共有することができ、今後どのような支援が必要なのかということ行政側にもご理解いただけたものと考えている。

2 若年女性が、自身では繋がりにくい行政窓口へ協働して繋ぐことで、その後の生活への足掛かりとすることができた。

3 団体と行政窓口とのコミュニケーションが取りやすくなった。

困難を抱えた若年女性の 居場所確保・自立支援事業

令和6年度 事業中間報告

1. 提案内容

(1) 事業の継続による課題の把握

➤ 引き続き困難を抱えた若年女性の居場所・住まいの確保が必要

若年女性が抱える困難とは、多くが親からの虐待や親の貧困などから生じているため、周りに頼れる大人がいないことがほとんどである。

そのような中で、困り事の一番は居場所や住まいがないことである。行政の窓口や保護所などに直接相談できる力がなくハードルが高い。虐待を受けながら家庭の中で我慢を強いられたり、児童相談所に保護され一時保護所で学校も行けずに生活していたりする。

現状、当法人のような民間が自主事業として住まいの受け皿となっている。令和6年7月現在、シェアハウスには5名が入居し満室状態となっており、入居希望についてはお断りをしている状況で、まだまだ住まいが足りていない。

自立援助ホームの要件に当てはまる場合は、児童相談所を通して入居が可能だが、こちらも現状では満室状態となっている。

1. 提案内容

(1) 事業の継続による課題の把握

＜令和5年度事業の中で把握した新たな課題＞

➤ 若年者の困難の多様化

寄せられた相談の中で、経済的社会的には問題のない親との関係性が非常に悪化し、自分のために生きることができなくなっている若年者のケースが複数あった。お金があれば自立できるというわけではないが、貧困状態でないケースは受入れ先がない事が多い。

➤ 社会的制度としての施設等の不足

仙台市には自立援助ホームが1カ所しかなく、本来は入所して社会的制度として支援を受けながら自立への道を進むことができるはずの若年者が、施設等の不足によって不利益を被っていることも把握した。

→そのため、当法人で自立援助ホームの開設に至った。

1. 提案内容

(1) 事業の継続による課題の把握

➤ 自立へ向けた伴走支援の必要性

居場所がない若年女性を受け入れ住居を提供しても、様々な人の手助けがないと自立が困難な状況にあるため、対象者のステージに合わせた切れ目のない支援を行うための伴走支援者が必要である。

特に、虐待によるトラウマなどの影響で精神疾患を抱える入居者も多く、専門的知識のあるスタッフの確保や人材育成も必要である。

➤ 支援のための関係機関の連携

民間機関団体同士の連携はもちろんのこと、医療機関や行政窓口との連携が自立のためには必要不可欠であり、そのための繋ぎをしてくれる機関があることが重要であることが、令和5年度事業の中で認識できた。

1. 提案内容

(2) 事業の目的

令和6年4月1日の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行となり、本法第13条に規定される「民間団体との協働による支援」の実現を目指す。

- 困難を抱えた若年女性の居場所・住まいを確保し、頼れる親・大人がいないことがハンデとならないよう、対象者が落ち着いた環境を整えられるようになる。
(ハード面の整備・維持継続)
- 入居者に対する丁寧な生活支援や就労支援を行い、次のステップに進めるよう伴走支援を続けることで、対象者を孤立させない。
(ソフト面での自立支援)

1. 提案内容

(3) 令和6年度事業の効果と目標

▶ 令和6年度事業の実施により達成したい目標

- (1) 当法人の運営するシェアハウス「ユーカリホーム」にて、困難な問題を抱える若年女性を新規に12名以上受け入れる。(受入れ部屋数 5)
母子の受け入れも積極的に行う。
- (2) 入居者について、必要な生活支援(行政窓口への同行や通院同行、相談等)や就労支援等を行い、自立へのサポートを行う。入居者の半数の自立(就労及びアパート等への転居等)を目指す。
- (3) 他の自治体のモデルとなるような、行政と民間団体との連携体制の構築
- (4) 人材育成のための研修会の実施

1. 提案内容

(4) 事業の具体的な内容

【ユーカーホーム事業の内訳】

	シェアハウス	シェルター	自立援助ホーム
受入れ可能人数	5	2	6
対象年齢等	15～29歳	15～29歳 (親子の場合子が未成年)	15～20歳
支援員配置	2	(2)	3
利用料等徴収	家賃35,000円 管理費15,000円	無料	利用料30,000円
運営費用	徴収家賃等の他、 助成金・寄付金等	休眠預金助成金	仙台市及び国
開始時期	既存	R5. 9～	R6. 2～

1. 提案内容

(4) 事業の具体的な内容

① シェアハウスの運営（短中期的な居場所・住まいの提供）

若年女性を受け入れ、短中期的な居場所を提供する。物件については当法人が借上げサブリースとする。入居者からは家賃及び管理費を徴収する。令和6年度は他の事業と合わせて、幅広く受け入れが可能となる。

② 相談・支援体制の確立

令和6年度は、24時間職員（ボランティア含む）がハウスに常駐することとなり、入居者からの相談等にも随時応じられるようになる。

また、個別の支援のため、有資格者の相談員を確保して定期的な心理的ケアも行えるよう体制を整える。

（社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職への業務委託なども検討）

1. 提案内容

(4) 事業の具体的な内容

③ 事業内容の周知・共有

仙台市の各部署窓口及び関係民間機関に対し、男女共同参画課を通じて当事業の周知を図り、個別のケースの相談がスムーズに連携できるようにする。令和6年度は特に児童相談所への周知を図りたい。

④ 特定妊婦等の支援

課題を抱える妊婦について積極的に受入れを行い、産前産後の支援をこども家庭保健課と協働して行う。

1. 提案内容

(5) 事業の実施体制

▶ 協働想定課との連携について

<男女共同参画課>

シェアハウス等の入居対象者の事情に応じて、必要な仙台市庁内の窓口や、他の若年女性支援団体等との調整役・繋ぎ役をお願いしたい。

令和5年度事業においては、各区福祉事務所（保護課）との調整において、非常に有効だったことから、引き続きお願いしたい。

また、庁内含め関係各所に対し事業のPR、事業に対する必要な助言等を行ってほしい。

<こども家庭保健課>

入居対象者が妊婦やDV避難母子の場合の必要な支援への繋ぎをお願いし、保健師等の専門職への相談の繋ぎをお願いしたい。

なお、協働することにより、実際に困難を抱えた若年女性の実情を共有し、今後の仙台市の施策に生かしていただけるようにしたい。

1. 提案内容

(5) 事業の実施体制

▶ 団体内での体制や外部団体との連携について

当団体の理事がそれぞれ連携先団体の理事であることなどから、日ごろから役割分担ができています。

また、医療機関として、仙台市内のG & Aクリニックと連携し、精神的に問題がある入居者について本人の希望のもと、診察等をお願いしています。

生活保護等の扶助制度だけではまかないきれない部分について、フードバンク仙台から食糧支援をいただいている。

その他、各シェルター運営団体等と連携協力している。

2. 事業の実施中間報告

(1) 令和6年度事業実施概要

◆相談・支援体制

本事業における配置支援員1名（社会福祉士）

他ボランティアやパートスタッフによる見守り

行った支援内容

- ・入居者の生活相談対応、生活支援全般（役所同行等）
- ・入居者の就労支援（同行あり）
- ・入居者の通院同行
- ・入居者への食事提供（希望者）
- ・入居者の退居支援、退居後の相談対応
- ・各関係機関からの問合せ、相談対応
- ・入居者の心理面接（外部の公認心理師へ委託）

2. 事業の実施中間報告

(2) 令和6年度事業成果（中間報告）

◆シェアハウスの入退居状況

令和6年4月の継続入居者数	4名
新規入居者数	2名
退居者数	0名
5月の継続入居者数	6名
新規入居者数	0名
退居者数	1名
6月の継続入居者数	5名
新規入居者数	1名
退居者数	0名

（自立援助ホームは、4～6月まで継続入居者5名）

2. 事業の実施中間報告

(3) 令和6年度その他の予定

◆支援員向け研修会（当法人主催）

- 9月23日 ト라우マケア及び解離性障害について
 講師 NPO法人レジリエンス 中島幸子氏
- 10月20日 生活保護・DV支援措置・債務整理等
 支援のための法的知識について
 講師 弁護士 太田伸二氏

◆その他外部研修に随時支援員派遣

2. 事業の実施中間報告

(3) 令和6年度その他の予定

◆こども若者シェルター創設にむけて

こども家庭庁では令和6年度から、こども若者シェルター・相談支援事業を開始しており、仙台市及び宮城県へ、創設に向けての働きかけを当法人からも行っていきたい。

◆支援体制の強化

入居する若年女性の多様な困り事に対応するため、人材育成及び増員を図り、体制の強化が必要であり、外部団体への協力も求めていく必要がある。

3. 今後について

今後の事業展開について

▶ 事業期間終了後の取組みの方向性等について

令和7年度については、休眠預金の助成金事業を行うこととなっているため、令和8年度以降の取組みについて検討が必要である。

前述したとおり、こども家庭庁の「こども若者シェルター」として、このシェアハウスが活用できればと考えているので、仙台市及び宮城県に働きかけをしていきたい。